

ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）

1. ロカルノ協定

（1）ロカルノ協定と国際意匠分類

「1979 年 9 月 28 日に修正された 1968 年 10 月 8 日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定」（以下「ロカルノ協定」という。）は、1971 年 4 月 27 日に発効した意匠の国際分類を定める条約であり、2014 年 9 月 24 日に我が国において発効した。ロカルノ協定には、2014 年 7 月現在、54 カ国が加盟している。

ロカルノ協定が定める国際意匠分類（以下「国際意匠分類」という。）は、英語とフランス語で作成されており、次のものから成る。

- ・ 類（classes）別及び小類（subclasses）別の表
（2014 年 1 月 1 日施行の第 10 版では、32 の類、219 の小類）
- ・ 意匠が構成する物品のアルファベット順の一覧表であって、それらの物品の属する類及び小類を表示したもの（第 10 版では 7,157 の物品）
- ・ 注釈

（2）ロカルノ協定とハーグ協定のジュネーブ改正協定との関係

ロカルノ協定と、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）との関係については、両協定中には明示的に規定されていないが、両協定は、その実務運用において、実体的な関係を有している。

すなわち、ジュネーブ改正協定に基づく規則は、同協定に基づく国際出願に二以上の意匠を含める場合には、それらの意匠が使用され、又は構成される製品の全てがロカルノ協定が定める国際意匠分類の同じ類に属するものでなければならないことを求めており（ハーグ協定共通規則第 7 規則 (7)）、また、国際出願に含める製品は、国際意匠分類の物品のアルファベット順の一覧表に示されている語を用いて特定することが望ましいとしている（同規則第 7 規則 (3) (iv)）。

2. 国際意匠分類の運用方針

ロカルノ協定は、国際意匠分類を採用し、意匠の登録のための公文書に意匠が構成する物品の属する国際分類の類及び小類の番号を表示すべきことを、協定を締結した同盟国の義務として規定しつつ、国際意匠分類の取扱いについては、同盟国に一定の裁量権を認めている。よって、我が国における国際意匠分類の取扱いに関する運用方針を定める必要がある。

(1) 国際意匠分類の取扱い

①国際意匠分類の法的範囲（ロカルノ協定第 2 条（1））

国際意匠分類は、ロカルノ協定上、意匠についての事務的・管理的な性質のみを有し、意匠の保護の範囲に影響を与えるものではないとされている。ただし各国には、国際意匠分類により意匠の保護の範囲等を定めることも認められている。

【対応方針】

我が国では、国際意匠分類を、意匠の管理及び検索のための手段としてのみ使用し、意匠の類似範囲等を定める手段としては使用しない。

②国際意匠分類の使用（ロカルノ協定第 2 条（2））

同盟国は、国際意匠分類を主たる体系として使用するか、副次的な体系として使用するか選択する権利を留保するとされており、各国は、国際意匠分類を主たる分類体系として使用する義務を負っていない。

【対応方針】

我が国は、より検索に適した精緻な構造を持つ日本意匠分類を有しており、すでに国内での利用実績があり、意匠制度の利用者にも広く普及していることから、国際意匠分類の利便性が向上するまでの間は、日本意匠分類も国際意匠分類と併用する。

③国際意匠分類の表示（ロカルノ協定第 2 条（3））

同盟国の官庁は、意匠の登録のための公文書又は刊行物に、その物品の属する国際意匠分類の類及び小類の番号を表示する義務がある。

【対応方針】

我が国では、協定上の「刊行物」に該当する我が国特許庁発行の意匠公報に国際意匠分類の類及び小類の番号を表示する運用をすでに行っており、今後もこの運用を継続する。

(2) 国内出願に対する国際意匠分類の付与運用

現在我が国特許庁が行っている国際意匠分類の付与は、日本意匠分類と国際意匠分類の対照表に基づき、日本意匠分類に対応する国際意匠分類を自動付与する方法であるため、1つの登録意匠に対して多数の国際意匠分類が付与されるケースが発生する。意匠公報に表示された国際意匠分類を利用して事前調査等する利用者にとって、自動付与された多数の国際意匠分類（類及び小類）が表示されていると調査負担も大きくなることから、

今後は、各登録意匠についてより精選化した国際意匠分類を付与する必要がある。

【対応方針】

現在我が国特許庁が行っている日本意匠分類の付与運用を基礎として、国際意匠分類の付与運用を行っていくこととする。

日本意匠分類の付与運用においては、約 3,000 の小分類ごとに、その分類の定義を定めて分類付与を行っている。一方、国際意匠分類には類及び小類についての公開された定義が存在しないため、均質な分類付与を行うことが困難である。

そこで、我が国特許庁においては、国際意匠分類の類及び小類のそれぞれについて、WIPO 国際事務局内における国際意匠分類の付与運用を考慮し、日本語で明文化した分類定義を整備した上で、当該定義に基づいて分類付与を行うこととする。

3. 国際意匠分類の修正又は追加に関する対応

2014 年 9 月 24 日の我が国におけるロカルノ協定の発効以降、我が国は、ロカルノ協定に基づき各同盟国の代表で構成される専門家委員会において、国際意匠分類の改訂について提案を行い、投票することが可能となった。

【対応方針】

我が国は、今後、国際意匠分類の利便性向上に向けた取組を進めるとともに、ロカルノ協定に基づく専門家委員会への積極的な参画を通じて、国際意匠分類の改善、整備に努めていくこととする。

以上